

令和3年

第4回臨時会

会議録

(第1号)

令和3年11月26日

令和3年第4回 江差町議会臨時会
(第1号)

◎ 期日及び場所

令和3年11月26日(金) 11時05分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 承認第1号 令和3年度江差町一般会計補正予算(第11号)の専決
処分の承認を求めることについて
日程第4 承認第2号 令和3年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)の専
決処分の承認を求めることについて
日程第5 議案第1号 令和3年度江差町一般会計補正予算(第12号)につい
て
日程第6 議案第2号 令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第
2号)について
日程第7 議案第3号 令和3年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)
について
日程第8 議案第4号 令和3年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第
1号)について
日程第9 議案第5号 工事請負契約の締結について

◎ 出席議員(11名)

議	長	打越東亜夫
副	長	萩原徹
議	員	薄木晴午
		飯田隆一
		塚本眞
		西海谷望
		小梅洋子
		小野寺眞
		小林くにこ
		出崎太郎
		大門和幸

◎ 欠席議員(1名)

議	員	室井正行
---	---	------

◎ 出席説明者

町	長	照井 誉之介
副 町	長	田畑 明
教 育	長	太田 誠
総 務 課	長	中川 智
まちづくり推進課	長	尾山 徹
まちづくり推進課	参事	長尾 恵一
財 政 課	長	斉藤 敏己
税 務 課	長	西海 谷靖
町 民 福 祉 課	長	竹内 強
健 康 推 進 課	長	白鳥 智子
産 業 振 興 課	長	出崎 雄司
追 分 観 光 課	長	畑 竜哉
建 設 水 道 課	長	岸田 雄治
高 齢 あ ん し ん 課	長	三好 泰彦
出 納 室	長	岸田 真由美
学 校 教 育 課	長	岸田 礼治
社 会 教 育 課	長	安田 克臣
総 務 課 主 幹		宮津 宗介

(議会事務局)

局	長	梅川 年代
書	記	森 直彦

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員は、11名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和3年第4回江差町議会臨時会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、4番、小野寺議員、6番、塚本議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長からの報告がありました。

従いまして、今臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

(議長)

日程第3、承認第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

承認第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

江差新栄テレビ中継局アンテナ補修工事に係る経費の補正につきまして、令和3年10月4日付けをもって、専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書3頁をお開き願いたいと思います。資料は、1頁目となります。

専決処分いたしました補正予算、江差新栄テレビ中継局アンテナ補修工事でございますが、本年度の定期保守点検の際に、アンテナの基部に亀裂が発生している事が確認されました。その亀裂により、落下の恐れがあるとの指摘がございました事から、補修するための経費を補正したものでございます。

当該中継局は、民放5局の中継局でございますので、アンテナが落下した場合、この中継局から受信している世帯が、それら民放の番組をまったく受信できなくなりますことから、早急に対応する必要があり、専決処分いたしましたものでございます。

補正額につきましては66万円、全額一般財源でございます。

説明は以上となりますのでよろしくお願いいたします。

(議長)

はい。

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(議長)

小林議員。

「小林議員」

はい。

すいません。勉強不足で申し訳ないんですけども、しょっちゅう、このテレビ中継

局アンテナ補修なされていると思うんですけども、主な原因として、経年劣化という事なんでしょうか。

それとも、いたずらとかそういった事で破損しているとか、どういったケースなんでしょうか。

(議長)

はい。総務課長。

「総務課長」

そんなに、都度都度補修している訳ではありません。

原因は、やはり経年劣化という事で、これ以外の中継局、円山だとか、南が丘もあるんですけど、そちらの方も指摘頂いたものですから、計画的に整備する予定となっておりますので、ご理解願います。

(議長)

いいですね。

はい。質疑希望、他にありますか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

承認第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第4、承認第2号、令和3年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処

分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案理由）

承認第2号、江差町水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

水道施設の雷害復旧に係る経費の補正につきまして、令和3年11月3日付けをもって、専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

（議長）

はい。建設水道課長。

「建設水道課長」（補足説明）

それでは、私の方から補足説明申し上げます。

議案書15頁をお開き下さい。臨時会資料は3頁の資料2になります。

専決処分いたしました落雷被害の概要でございますが、今月の11月2日、午前4時頃発生しました落雷によりまして、上ノ国町字北村にございます上ノ国ダムからの導水管緊急遮断弁室のテレメーター伝送装置が被災を受けまして、ダムからの取水流用が把握できなくなるとともに、緊急遮断弁の自動制御が不能となったものでございます。

本施設につきましては、給水に大きな影響を及ぼす恐れのある重要な施設でございます。直ちに代替品による仮復旧を行ったところでございます。

また、本復旧をするため、被災しました計装機器類の発注を早急に行う必要がありました事から、復旧費用と併せまして、専決処分したものでございます。

補正額は2,131万8千円でございます。

なお、復旧経費につきましては、町が加入しております全国自治町会の保険で補填される見込みでございます。今後の査定により、保険の金額が確定となるのものでございます。

説明につきましては、以上となります。よろしくお願い申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

承認第2号、令和3年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第5、議案第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第12号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第12号)についてでございます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る、2つの事業、燃料費等の高騰にともない緊急対策事業、地域介護福祉空間整備等施設整備補助、人事異動等にともなう人件費について、補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,392万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億7,203万8千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案第1号でございます。議案書19頁をお開き願います。

最初に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業でございます。事業の財源内容内訳につきましては、全て国庫支出金となります。

まず、新型コロナウイルス感染症検査費用助成でございます。資料は、5頁となります。

感染拡大と重症化の予防を図るために、無症状で検査を希望する町民等に対しまして、抗原検査キット購入費用の一部を助成するものでございます。

対象者は、濃厚接触者等で行政検査の対象者及び非陽性者に陰性確認以外の方で、検査を希望する町民と、町長が必要と認めた者でございます。町長が必要と認めた者として想定していますのは、町民の親族の帰省、里帰りなどとしてございます。

助成額につきましては、1回の購入につき千円で、1人2回まで、期間は12月から来年3月までとしてございます。

申請から支払い等々の事業の流れでございますが、資料の事業イメージをご覧頂ければと思います。

補正額でございますが、274万円としてございます。

次に、エエ町江差飲食店応援券事業でございます。資料は、7頁をお開き下さい。

飲食店の人数制限が解除となった事を受け、特にこれからの忘年会、新年会のシーズンにおいて、飲食店の利用促進を支援するため、プレミアム付きの応援券を販売するものでございます。

内容は、額面1枚千円の券、5枚を1セットとし、それを3千円で販売するもので、12月中旬頃から販売を開始し、来年2月中旬まで利用できる事としてございます。

応援券の販売や換金等々の一連の事務は、商工会へ委託することとしてございます。

補正額は、550万円でございます。臨時交付金の補正額合計といたしましては、824万円でございます。

次に、職員及び会計年度任用職員の人件費関係の補正でございます。まとめて、ご説明申し上げます。

まず、職員につきましては、人事異動や共済費の率が改定された事などにより、また、会計年度任用職員については、昇給などや同じく共済費の率が改定された事等々により、各科目で増減があった事から、報酬や給料、手当、共済費等の補正を行うものでございます。

また、各特別会計におきましても、同様の理由で補正している事から、一般会計からの繰出金を補正するものでございます。

補正額は、一般会計で職員人件費等が959万円、会計年度任用職員が299万3千円、国保会計繰出しが6万9千円、介護保険特別会計の繰出しが67万4千円の増額で、下水道特別会計が140万6千円の減額となっており、人件費関係の補正額合計では、1,192万円、いずれも一般財源としてございます。

次に、一般事業の補正でございます。

まず、令和3年度燃料費等高騰緊急対策でございます。資料は、9頁をお開き願いた

いと思います。

灯油価格の高騰により、家計への負担が重くなっている非課税世帯へ、給付金として現金1万円を支給するものでございます。

対象者につきましては、12月1日現在で住基台帳に登録されている世帯で、申請時にも江差町に住所を有し、かつ本年度の市長村民税が世帯全員非課税となっている世帯となります。なお、生活保護世帯と施設入所者は除外してございます。

また、受付期間は来年2月までとしてございます。

補正額は1,286万5千円、全額一般財源でございます。

次に、地域介護福祉空間整備等施設整備補助でございます。

の補助金の間接補助でございまして、グループホームなごみが実施する老朽化した施設の改修工事に対して交付するもので、交付決定があったことから補正をお願いするものでございます。

正額は89万9千円で、全額国庫支出金でございます。

一般事業の補正額合計は1,376万4千円、国庫支出金が89万9千円で、残1,286万5千円が一般財源でございます。

全部の補正額の合計といたしましては、3,392万4千円、財源内訳は国庫が913万9千円で、一般財源が2,478万5千円となっております。

説明は以上でございますので、よろしく願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

最後に説明ありました、燃料費等の高騰緊急対策事業について、2点お聞きします。

まず、1点目ですが、今回、非課税世帯という事で、対象世帯もかなり多くの高齢者世帯とか、一定程度のところに、今、今回、回るのかなという事で、大いに賛同するものでありますが、質問という事で。

前回、何年前でしたかね、この間、何回かこういう時にやっていますが、いつも論議になるんですけれども、想定されている対象世帯に何割、どこまで實際上、申請、そして、給付されているか。お手元にもし資料あればですね、これまで実績、どれぐらいの実績割合で申請があったのか。もし、お手元があればいいんですけれども。

それで、今回、非課税世帯ということで相当の世帯数にもなります。

今、多分、町広報とかなんでしょうけれども、今までですと、例えば、民生委員さんにも少し、はたかりかけてもらうとか、色んな手立てをつくした経過もありますが、改めて今回、どのような事を考えていらっしゃるか、お聞きしたいなと思います。

それから2点目、最後です。

これも、毎回、聞いている事なんですけど、江差町の場合は、こういう時に個別に要綱等を作るんでしょうかね、その都度、その都度、対策という事で、なかなか機動的な部分についても、ちょっと遅れる部分もやはりあると思うんです。

少ないんですが、市町村によっては、恒常的に条例等も設置して、もちろん、市町村によっては、毎年、対策で寄付しているのもあれば、一定程度、燃料等の動向によって、できるものという事で、直ぐ機動的に補正等できるというふうになっております。

私は、本当に益々、今世界の状況をいけば、燃料のこういう上下、乱高下と本当にあり得るのかなと。機動性をもたせるためにも、江差町も条例等、きちっと設置して、速やかに対策が取れるという事も私は必要ではないのかなという気がしているんですが、その2点、お聞きしたいと思います。

(議長)

いいですか。

町民福祉課長。

「町民福祉員課長」

小野寺議員から2点の質問がございました。

今回のネーミングは、燃料費高騰緊急対策事業というふうにしておりまして、過去に福祉灯油という事で、平成24、25、26という事でやって参りました。

平成24年度の予算額に対しての決算額の執行率が44.2%。25年度については72.9%。26年度については52.5%という事になっています。

周知方法の関係につきましては、今、12月1日にチラシを入れ、そのチラシの裏に申請書を印刷して、配布をしようとしています。

また、介護事業所だとか、民生委員さんの方にも書き方だとかを、もし相談があれば、お手伝いをして欲しいというふうに考えています。

それと、2月ぐらいになった時点で、まだ申請していないところが、税務課の方で非課税世帯が把握しているもんですから、税務課とタイアップしてですね、税務課の方からこの燃料費高騰の事業に該当する可能性がありますよというような通知がいいのか、2月号の広報で、また同じような形で、申請がお忘れじゃないですか、というのがいいのかも含めてですね、今、検討をしているところでございます。

次に、要綱を事前にするという事でございます。

燃料費の高騰をした時点で自動的に実施できるように、事前に要綱を整備して速やかに発動できるというのはメリットなのかなというふうに思っています。

ただ、一方で要綱等々を作る時に、基準日を設ける必要があるのかなというふうに思っています。例えば、基準日を11月1日、例えば12月1日、1月1日だとかいうような基準日を設ける事によって、その時点の灯油価格の違いだとかというのがある、そこがデメリットになるのかなというふうにも思っています。

檜山管内の町でも、事前に要綱を作成している町、江差町のように単価が上昇した時点で単年度の要綱を作成している町というのがあります。

どの実施方法がいいのか、ちょっと検討をさせて頂きたいというふうに思っています。すんで、よろしくお願したいと思います。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

はい、いいですね。

小野寺議員。

「小野寺議員」

1問目の周知と言いますか、実績に対しての考え方で、今の数値聞いて改めて、本当に40%代、50%代、これ、もし分かればいいんですけども、これももちろん対象者がきつと、私も記憶薄れたんですが、対象者の位置付けというのは、違っていた部分もあったかと思えますし、先程言いました、今までその民生委員さん等の色々協力してもらった部分、それから、今回それを踏まえてという事なんだろうけれども、今までの何か教訓を導き出して、新たにこういう対策を取るという事の内容でしょうかね。大体、今までと変わらないのかなと思うんですが、教えて頂きたいのと。

その点で、私、今聞いて、2月に税務課の方で非課税世帯の部分を押さえて、まだ出していないですか。と、2月じゃね、課長、せっかくそれやるんでしたらね、1月でもいいんじゃないんですか。

事務的に大変だという部分があるのかどうか、よく分かりませんが、一番寒い時ですよ。

もちろん、でも、2月で押さえるという事は、それから、ちょっと経ちますよね。

そこをやるのであれば、もっと機動性を高めてやってもらいたいと思うんですが、その点についても、お聞きしたいと思います。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉員課長」

まず、対象者の関係ですが、24年から26年度の対象者の関係につきましては、住

民税、非課税世帯かつ70歳以上の高齢者世帯、障がい者手帳の1級から2級及び、3級の内部障がい、療育手帳だったり、準用保護世帯を対象にしてきました。

この区分、高齢者世帯だとか、という区分を除いて、住民税非課税世帯というところに対象者を拡充しました。

この中から、前回もあったんですけども、生活保護世帯だとか、養護老人ホームの入居世帯については除きますよという設計にしております。

それと、周知の関係でございますが、先程の2月という事も答弁をさせてもらったんですが、今回、前回は福祉灯油券という事です。今回は、現金給付という事で、申請の割合がおそらく上がるのかなというふうに思っていますし、それで執行率が上がると。

それと、先程、2月、1月でも広報の中でも、もちろんいいのかなというふうに思っています、なるべく執行率を上げるような形で、住民周知をしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長)

はい。いいですね。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第12号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第6、議案第2号、令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案理由）

議案第2号、令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正につきましては、共済費率の改定にともなう人件費について補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,703万5千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

（議長）

はい。健康推進課長。

「健康推進課長」（補足説明）

議案第2号、令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。議案書39頁をお開き下さい。

今回の補正は、国民健康保険費特別会計で支弁する職員の共済費、共済費比率の改定にともなう人件費の補正をお願いするものでございます。

補正額は6万9千円で、財源は全額、一般会計繰入金でございます。

ご審議の上、議決方、よろしくお願いいたします。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

はい。質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

ない方は、なしと、おっきい声で言って下さい。

（「なし」の声）

（「言ってるって」の声）

言っていない人もいますからです。

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第2号、令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第3号、令和3年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第3号、令和3年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正につきましては、職員の異動等にもなう人件費について補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ67万4千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8万9千円とするものでございます。

これによりまして、介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額はサービス事業勘定と併せまして、歳入歳出それぞれ12億534万1千円となるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

私より、議案3号、令和3年度介護保険特別会計補正予算(第2号)について補足説明いたします。議案書51頁、予算構成表をご覧ください。

今回の補正は、介護保険特別会計で支弁する職員の異動、共済比率の改定にもなう人件費、67万4千円を補正するものでございます。

財源につきましては、全て一般財源となっております。

ご審議の方、議決よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第3号、令和3年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第4号、令和3年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

「町長」(提案理由)

議案第4号、令和3年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正につきましては、職員の異動等にもなう人件費について補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ140万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,130万8千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。建設水道課長。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは、私の方から補足説明申し上げます。議案書は、67頁の予算構成表をお開き下さい。

各会計同様でございますが、公共下水道特別会計につきましても、職員の異動と共済費の率の改定に伴いまして、減額補正をお願いするものでございます。

職員人件費140万6千円を減額するものでございます。

財源につきましては、全額その他特定財源でございます。

説明は以上となりますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第4号、令和3年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第5号、工事請負契約締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第5号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事に係る請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、契約の目的、令和3年度町道陣屋椴川線第3椴川橋架け換工事。工事場所、江差町字椴川町地内。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、1億7,600万円。委託の相手方、前田組、道南土木、宏栄建設経常建設共同企業体、代表者、檜山郡江差町字豊川町168番地1、株式会社前田組代表取締役、前田憲男でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第5号、工事請負契約締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で、今臨時会に付議された案件は、全て議了いたしました。
これで会議を閉じます。

令和3年第4回江差町議会臨時会を閉会いたします。
皆さん、大変ご苦労さんでした。

閉会 11時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議長

署名議員

署名議員